

訪問看護サービス契約書 (医療保険)

株式会社 フルフィル

訪問看護ステーションふるる

(令和8年6月1日改定)

訪問看護サービス契約書（医療保険）

_____様（以下「利用者」といいます）と、指定訪問看護事業者である訪問看護ステーションふるる（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次の内容にて契約を締結します。

第1条. （契約の目的）

事業者は、関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し療養上の世話または診療の補助をその内容とした訪問看護サービスを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条. （契約期間）

この契約の契約期間は、契約締結の日から、利用者の終了意思表示をされるまでの期間とします。ただし、第9条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。

第3条. （訪問看護計画）

1. 事業者は、主治医の指示に基づき、利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて「訪問看護 計画」を作成します。事業者はこの「訪問看護計画」を作成した場合、利用者に説明します。
2. 事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合は、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行います。

第4条. （主治医との関係）

1. 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。
2. 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

第5条. （サービス提供の記録等）

1. 事業者は、サービスを提供した際には、予め定めた「訪問看護」等の書面に必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。
2. 事業者は、「訪問看護」等の記録をサービス終了日より、5年間はこれを適正に保存します。又、利用者本人から開示の求めがあった場合は、業務の支障がない時間に閲覧・謄写に応じ、実費負担により、写しを交付致します。

第6条. （利用者負担金及びその滞納）

1. サービスに対する利用者負担金は、別紙「重要事項説明書」に記載する通りとします。尚、利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。
2. 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2カ月分以上滞納した場合は、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用者負担金を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
3. 事業者は、前項に定める期間が満了した場合には、この契約を文書により解除することができます。

第7条. （利用者の解約権）

「利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。利用者は、事業者に対し1週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

1. 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
2. 事業者もしくはサービス従事者が第7条に定める守秘義務に違反した場合
3. 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第8条. （事業者の解除権）

1. 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。
2. 事業者は、事業の安定的な運営が困難となった場合や事業所の統廃合があった場合は、その理由を記載した文書によりこの契約を解除することができます。この場合 事業者は、利用者の主治医等と協議し、利用者に不利益が生じないよう必要な措置をとります。
3. 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
4. 契約者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
5. 契約者が、正当な理由無くサービスの中止をしばしば繰り返した場合
6. 当ステーションの環境や設備、利用者の要望がステーションの力量を超え、看護が成立しない場合

第9条. (契約の終了)

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

1. 第7条の規定により利用者から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した時
2. 第8条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされた時
3. 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなった時
 - (1) 利用者が長期にわたり医療施設に入院した場合
 - (2) 利用者が死亡した場合

第10条. (訪問看護サービス)

1. サービスの内容

- (1) 「訪問看護」は、利用者の居宅において看護師その他省令で定めるものが利用上の世話、又は必要な診療の補助を行うサービスです。
- (2) サービスは、「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。

2. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」等の書面に記載します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護契約書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を作成完成后5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

3. 管理者

管理者は、次のとおりです。 サービスについてご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏名： 孝橋 由佳
連絡先： 072-657-8380

第11条. (損害賠償)

事業者は、サービスの提供に伴って利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償致します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。※重要項目説明書参照

第12条. (契約外事項)

1. 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めない事項については、介護保険法令その他所法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

サービス契約に当たり上記のとおり説明します。

年 月 日

事業所 所在地 〒567-0826 大阪府茨木市総持寺駅前町 6-6
名 称 株式会社 フルフィル
ステーションコード： 42-90728 号

代表取締役 福岡 裕行

上記のとおり、契約を締結します。

年 月 日

(利用者) 住 所 大阪府

氏 名

電 話

緊急連絡先：氏名

続柄（ ）

住所

電話

上記代理人（代理人を選任した場合）

住 所

氏 名